

尾張都市計画地区計画の決定（一宮市決定）

都市計画大和町妙興寺地区計画を次のように決定する。

名 称		大和町妙興寺地区計画				
位 置		一宮市大和町妙興寺の一部				
面 積		約 1. 1 ha				
地区計画の目標		本地区は、当市の南部に位置し、名古屋鉄道妙興寺駅の徒歩圏にある交通利便性に優れた地区である。 本計画は、良好な環境と景観の保全を図りながら、公共交通を軸とした利便性の高い居住環境の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	公共交通を軸とした利便性を活かし、住宅を中心とした良好な居住環境の形成を図る。				
	地区施設の整備の方針	周辺環境に配慮すると共に、地区内の道路、公園、調整池を計画的に整備し、これらの施設の維持、保全を図る。				
	建築物等の整備の方針	建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を定めることにより、ゆとりある住居環境を形成する。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	配置
			道路 1 号	約6.0m	約138m	計画図表示のとおり
			道路 2 号	約6.0m	約54m	
			道路 3 号	約6.0m	約83m	
			道路 4 号	約6.7m	約62m	
		公園	名称	面積		配置
			公園 1 号	約0.03ha		計画図表示のとおり
		公共空地	名称	面積・長さ	容量	配置
			調整池 1 号	約0.1ha	約1,246m³	計画図表示のとおり

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の3で定めるもの 3. 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5で定めるものを除く。)
		建築物等の高さの最高限度	建築物等の各部分の高さは、次に掲げるもの以下とする。 1. 12m 2. 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたものを超えてはならない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩は、一宮市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等(基礎を有する場合にあっては基礎の高さ(敷地地盤面からの高さをいう。))が0.6m以下のものに限る。)としなければならない。ただし、門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものはこの限りではない。
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。 1. 物置、車庫、その他これらに類する用途に供する建築物で、その軒の高さが2.5m以下で、かつ後退距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が5㎡以内であるもの。 2. 地下が設けられている建築物の地下部分 3. 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの。
備考			

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

公共交通を軸とした利便性の高い居住環境の形成を図るために地区計画を定めるもの。